

企業立地促進法 支援措置の要件等について

◆低利融資制度（日本政策金融公庫）

要件：中小企業者、基本計画指定集積業種、企業立地計画・事業高度化計画の県の承認、
日本政策金融公庫による金融審査合格

対象：土地、建物、償却資産

融資：貸付限度額 7億2千万円（2億7千万円まで特別利率、2億7千万円超は基準利率）

◆固定資産税の免除（3年間）

要件：基本計画指定集積業種かつ企業立地促進法第20条の地方公共団体等を定める省令第4条に規定する業種、企業立地計画の県の承認等

対象：土地、建物、償却資産

◆工場立地法の特例

要件：特になし

緑地面積率等：下表参照

	対象工場	緑地面積率	環境施設面積率
特 例	松阪市西野工業団地に立地する工場	10%	15%
法 準 則	新設工場及び工業地域及び工業専用地域以外の区域に存する既存工場	20%	25%
地域準則	工業地域及工業専用地域に存する既存工場	15%	20%